

いきいき元気あっぷ 健康体操教室日程

9:45～受付 10:00～11:30体操教室

	中央公民館	東公民館	西春別 ふれあい センター
4月	14日(木)	12日(火)	19日(火)
5月	12日(木)	10日(火)	17日(火)

※会場の都合や天候により予定を変更することがあります。

地域包括支援センターから

高齢となっても健康寿命を延ばし地域でいきいきとした生活が送れることを目標として、月1回、運動指導や健康維持に関する教室を開いています。

参加
対象者

- ①65歳以上の方。体力、気力の低下が気になる方。
- ②誰かと一緒に運動したり、健康寿命を延ばす活動をしてみたい方(64歳以下でも可)。
- ③介護認定を受けていない方。



※健康チェックは行いませんので、体調に不安のある方は事前に主治医への確認をお願いします。

参加費無料

地域包括支援センターは、高齢者の介護や生活の困りごとの総合相談窓口です
■申込み・問合せ／TEL79-5500 (直通) 別海町役場 1階福祉部内

農政課から

別海町農業・農村振興計画に関する アンケート調査結果について

町では、新たな「別海町農業・農村振興計画」を策定するにあたり、本町の農業と農村に関する町民の率直な意見を聞き、現

状の課題や将来展望を把握することを目的として、町民アンケート調査を実施しました。

このたび、集計結果がまとまりましたので公表します。

皆さんから寄せられた率直な声を真摯に受け止め、農業関係団体と協議しながら、今後の農業と農村振興策を検討します。

■町ホームページ内 アンケート調査集計結果 <http://betsukai.jp/blog/0001/index.php?ID=2713>

問合せ／農業政策担当 (内線1411)

定期種畜検査のお知らせ

独立行政法人家畜改良センターが実施する牛、馬、豚の定期種畜検査は、8月24日(水)、25日(木)に行われる予定です。

検査を実施するにあたり、**6月下旬に予定している衛生検査を受検する必要があります**ので、希望される方は下記までお問合せください。

申込み・問合せ／農政課酪農畜産担当
(内線1417)



家畜排せつ物の 適正管理をお願いします

春先は、融雪とともに家畜ふん尿やれき汁が河川に流出する危険性が高くなります。堆肥舎、尿溜、スラリーストアなどを自主点検し、適切な家畜排せつ物の管理をお願いします。

問合せ／酪農畜産担当 (内線1416)

水沼徳一郎基金奨励金について

町では、標記奨励金の交付推薦を募集しています。

奨励金は、元北海道議員である故 水沼徳一郎氏の生前の偉業をしのび、町内の農林業、水産業、商工業等の振興を図るために設置された基金から交付されます。

奨励金や推薦方法の詳細は、下記までお問合せください。

問合せ／酪農畜産担当 (内線1417)

ヒグマに注意!



4月1日(金)から5月31日(火)は、 春の「ヒグマ注意特別期間」です

春先は森林内で親子グマの出没が多くなり、5月以降は小グマが人里付近へ現れることも想定されます。

山菜採りなどで野山に入るときは、複数行動を心がけ、音を立てて存在を周知することや、見張りの徹底、薄暮時を避けるなど、ヒグマに対する注意をお願いします。

町内のヒグマ出沒情報については、町ホームページの地域安全情報システム「まもメール」内「ヒグマの出沒情報」でも確認できます。

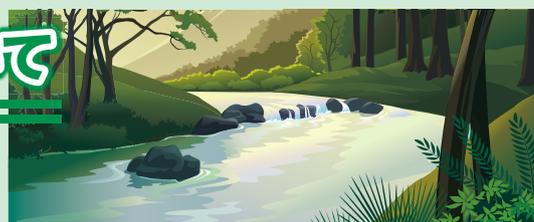
また、クマに遭遇したり、足跡などの痕跡を見つけた場合は、下記担当へご連絡ください。

昨年度の町内目撃情報

53件

■町ホームページ <http://betsukai.jp/mapgs2/>
問合せ/みどり担当 (内線1611~1613)

清流保全活動の補助金について



町では、平成20年度から別海町清流保全基金条例を設け、町民が行う豊かで清らかな川づくりなど、河川環境保全活動に要する経費の一部を補助しています。

今回、平成28年度内に河川環境保全に係る事業を実施する団体等を次のとおり募集します。

詳細については、下記担当までお問合せください。

■補助金対象経費 河川植樹等の事業に係る経費、河川及び河川敷地の清掃に係る経費、河川環境保全に係る講演の経費

■補助率 2分の1以内 上限30万円

■募集期間 4月1日(金)から4月30日(土)

募集期間内において、補助上限額に達しない場合は、随時受付とします。

問合せ/みどり担当 (内線1611~1613)

造林事業 補助制度に ついて

森林は、林産物の生産、土砂災害の防止、生態系の保全や地球温暖化防止など日々の暮らしに欠かせない働きを持っています。

道と町では、森林の育成を図るため、造林や草刈り、枝払い、間伐などの経費の一部を補助する事業を実施しています。私有林の整備等を考えている方は、ぜひご活用ください。

なお、事業内容や補助金額については、各種条件によって異なりますので、詳細は下記までお問合せください。

	道の事業	町の事業	
事業名	森林環境保全整備事業	未来につなぐ 森づくり推進事業	環境保全緑化事業
補助対象要件	1施工地につき0.1ha以上の面積 が必要です。	左記の「森林環境保全整備事業」で個人負担となる経費に対して補助します。	
補助対象内容	造林や草刈り、 枝払い、間伐など	造林のみ	造林、下刈り、 殺そ剤散布

問合せ/みどり担当 (内線1611~1613) 根室振興局産業振興部林務課 TEL 0153-24-5639
別海町森林組合 TEL 0153-75-2016

平成28年度

合併処理浄化槽設置整備 事業申込みについて

町では、海、河川、地下水の水質汚濁防止と生活環境の改善を図るために、下水道処理区域外にお住まいの方で、合併処理浄化槽を設置する方へ補助金を交付しております。希望される方は、交付条件等をご確認のうえ、本申込書を提出してください。

なお、**申込みは設置者本人**とします。

1 補助金交付条件

新築又は増改築に伴う浄化槽の設置、既存住宅への浄化槽の設置及び単独浄化槽からの切り替えが対象です。

■補助対象者

- ①町民で下水道処理区域外の住宅に合併処理浄化槽を設置する方で、平成29年2月28日までに確実に設置を完了できる方
- ②町税等を滞納していない方
- ③過去に本補助金の交付を受けていない方（世帯員含む）
- ④法令に基づき、適正な維持管理をされる方（法定検査・保守点検・清掃等）

※法定検査受検拒否等、適正に維持管理をしていない場合には補助金返還の対象となります

■補助内容

合併処理浄化槽の設置に要する費用（浄化槽本体工事及び付属設備設置工事、放流管の延長20mまでの工事費）に対して以下の補助限度額に基づき補助を行います。

なお、費用が補助限度額に満たない場合は、実際にかかった費用を補助限度額とします。

■補助限度額 ※今後変更することもあります。

5人槽／1,050,000円 7人槽／1,270,000円 10人槽／1,590,000円



2 提出書類

申込書については、本面をコピーするか、町ホームページからダウンロードしてご用意ください。

提出書類②及び③については税務課、④については町民課にて取得できます。

- ①合併処理浄化槽設置設備事業申込書 ②完納証明書
- ③住宅平面図、既存住宅の場合は家屋名寄帳等などの住宅の面積がわかる書類
- ④設置する住宅の世帯全員の住民票

3 申込期間 4月1日(金)から5月2日(月)

4 その他

アパート、社宅等は補助金交付対象外です。

年度の予算は限られているため、申込みが多数の場合には5月中旬に抽選を行い、設置順位を決定します。

提出先・問合せ／事業・維持担当（内線4517）

平成28年度 合併処理浄化槽設置整備事業申込書

ふりがな					職業	
氏名				印		
住所	(現住所)				電話番号/FAX	
	(設置先) 野付郡別海町					
該当区分 (○印を記入)	新築による設置	増改築による設置	既存住宅への設置	単独浄化槽の切替	井戸水の使用	
その他の 特記事項	工事期間予定					
	(着手) 平成 年 月 ~ (完了) 平成 年 月					
住宅の内容	住宅面積	トイレの数	台所の数	風呂の数		
	m ²	箇所	箇所	箇所		
家族の状況	現在の居住者数	人	将来の予定居住者数	人		
	居住者増減の理由					

浄化槽とは？

浄化槽とは、台所、トイレ、洗面所、風呂場など家庭から出る汚れた水をそれぞれの家庭できれいにする施設です。仕組みは下水道とほぼ同じで、下水道のない区域のための処理施設です。

浄化槽の中には、トイレの汚れた水だけをきれいにして、台所、洗面所、風呂場からの汚れた水は排水路や川にそのまま放流してしまう「単独処理浄化槽」（現在では設置禁止）というものもあります。

町では、くみ取り式トイレや単独処理浄化槽を使用しているご家庭に対し、自然環境への影響が少ない「合併処理浄化槽」の設置について、補助制度を設けるなど普及を進めています。

◆浄化槽の年間維持管理費等の目安

	初年度	2年目以降	維持管理費の内容
5人槽	60,187円	65,587円	検査手数料、保守点検料金、清掃代金、清掃時水道料金、ブロー電気代、汚泥くみ取り料、消毒用薬剤料、その他 ※通常使用における平均的な目安ですので、使用状況等によって変動します。また汚泥くみ取り時に業者への立会いを依頼する場合には、左記の金額以外に料金が発生することがあります。
7人槽	66,636円	72,036円	
10人槽	81,390円	87,090円	

問合せ／事業・維持担当（内線4517）

水道等の使用に関するお知らせ

水道等の使用や料金の支払いについて、以下のとおりお知らせします。不明な点は、下記担当までお問合せください。

水道料金と下水道使用料の支払いについて

各料金は、納入通知書でのお支払いのほか、口座振替がご利用できます。口座振替は、コンビニエンスストアや金融機関等の窓口へ足を運ぶ必要がありませんので、ぜひご利用ください。

■口座振替の申込み方法

下記に記載されている金融機関の窓口にて、通帳と通帳の印鑑を持参の上、お申込みください。

■口座振替が利用できる金融機関と口座振替日

金融機関	口座振替日
大地みらい信用金庫本店・各支店、北海道労働金庫中標津支店、全国のゆうちょ銀行、北海道銀行	毎月23日
道東あさひ農業協同組合本所・各支所、中春別農業協同組合、計根別農業協同組合、標津町農業協同組合、別海漁業協同組合、野付漁業協同組合	毎月25日

※振替日が土曜日、日曜日、休日、祝日の場合は、翌営業日に振替となります。

■口座振替のご注意

毎月の振替日前に、必ず口座残高をご確認ください。3カ月間連続で残高不足による未納が続いた場合、以降の納入は納入通知書によりお支払いしていただきます。

使用者、所有者、用途の変更をする場合

次の変更を行う際は、届出が必要となります。下記担当又は各支所へご連絡ください。

- 住宅の入居又は退去により、水道、下水道を使用される方が変更になる場合
- 住宅の売買や所有者の死亡等によって、給水施設等の所有者を変更する場合
- 事業の開始や停止等により、利用する用途が変わる場合

水道メーター使用料について

退去等で1カ月以上にわたり水道を使用しない場合は、事前に休止の届出をすることでメーター使用料のみの請求となり、料金を軽減することができます。

また、水道を使用する予定のない施設を所有し、毎月メーター使用料のみをお支払いされている方は、給水装置等を撤去することで毎月のメーター使用料が不要となります。

詳しくは、下記担当又は指定給水装置工事事業者へご相談ください。

なお、届出書類及び指定業者については、町ホームページで確認することができます。

問合せ／管理担当（内線4513）